

## 令和2年度 地方自治法施行令第167条の2第1項第3号の規定による発注見通し

地方自治法施行令第167条の2第1項第3号の規定による発注見通しについて、松島町財務規則第100条の2第2項第1号及び第2号の規定により次のとおり公表する。

令和2年4月1日公表

番号	件名	履行場所	業務内容	契約相手方の選定 基準及び選定理由	契約予定 時 期	担当課等
1	石田沢防災センター草刈業務委託	松島町松島字石田沢地内	草刈作業 一式 石田沢防災センター地内 1箇所	地方自治法施行令第167条の2第1項第3号による契約であり、高齢者等の就労機会確保と社会参加推進を図る目的のため	第1四半期	総務課 環境防災班
2	東浜避難場所草刈業務委託	松島町松島字東浜地内	草刈作業 一式 東浜避難場所地内 1箇所	地方自治法施行令第167条の2第1項第3号による契約であり、高齢者等の就労機会確保と社会参加推進を図る目的のため	第1四半期	総務課 環境防災班
3	石田沢防災センター・高城避難所貸出等業務委託	松島町松島字石田沢地内	貸出等業務 一式	地方自治法施行令第167条の2第1項第3号による契約であり、高齢者等の就労機会確保と社会参加推進を図る目的のため	第1四半期	総務課 環境防災班
4	松島町役場町他草刈業務委託	松島町松島字三十刈他 地内	草刈作業 一式 松島町役場他 6箇所	地方自治法施行令第167条の2第1項第3号による契約であり、高齢者等の就労機会確保と社会参加推進を図る目的のため	第1四半期	財務課 財政班
5	手樽海浜公園他清掃業務委託	松島町手樽字銭神他 地内	清掃作業 一式 手樽海浜公園他 2箇所	地方自治法施行令第167条の2第1項第3号による契約であり、高齢者等の就労機会確保と社会参加推進を図る目的のため	第1四半期	建設課 管理班
6	明治潜穴公園他清掃業務委託	松島町幡谷字泉ヶ原他 地内	清掃作業 一式 明治潜穴公園他 3箇所	地方自治法施行令第167条の2第1項第3号による契約であり、高齢者等の就労機会確保と社会参加推進を図る目的のため	第1四半期	建設課 管理班
7	手樽海浜公園他除草業務委託	松島町手樽字銭神他 地内	除草作業 一式 手樽海浜公園他 1箇所	地方自治法施行令第167条の2第1項第3号による契約であり、高齢者等の就労機会確保と社会参加推進を図る目的のため	第1四半期	建設課 管理班
8	観光施設日常清掃業務委託	松島町松島字町内他地内	公園清掃他 一式 国際交流村他 5箇所	地方自治法施行令第167条の2第1項第3号による契約であり、高齢者等の就労機会確保と社会参加推進を図る目的のため	第1四半期	産業観光課 観光班
9	観光施設除草業務委託	松島町松島字犬田他地内	草刈作業他 一式 国際交流村他 4箇所	地方自治法施行令第167条の2第1項第3号による契約であり、高齢者等の就労機会確保と社会参加推進を図る目的のため	第1四半期	産業観光課 観光班
10	さけますふ化場周辺草刈り・枝払い業務委託	初原字松本地内	草刈・枝払作業 一式	地方自治法施行令第167条の2第1項第3号による契約であり、高齢者等の就労機会確保と社会参加推進を図る目的のため	第2四半期	産業観光課 産業振興班
11	松島町保健福祉センター進入路他除草維持管理業務委託	松島町根廻字上山王 地内他	草刈作業 一式 根廻字上山王 他1箇所	地方自治法施行令第167条の2第1項第3号による契約であり、高齢者等の就労機会確保と社会参加推進を図る目的のため	第1四半期	健康長寿課 高齢者支援班

## 令和2年度 地方自治法施行令第167条の2第1項第3号の規定による発注見通し

地方自治法施行令第167条の2第1項第3号の規定による発注見通しについて、松島町財務規則第100条の2第2項第1号及び第2号の規定により次のとおり公表する。

令和2年4月1日公表

番号	件名	履行場所	業務内容	契約相手方の選定 基準及び選定理由	契約予定 時 期	担当課等
12	松島町保健福祉センター簡易清掃及び除草業務委託	松島町根廻字上山王6-27 地内	清掃・除草一式	地方自治法施行令第167条の2第1項第3号による契約であり、高齢者等の就労機会確保と社会参加推進を図る目的のため	第1四半期	健康長寿課 高齢者支援班
13	松島町公共下水道雨水路等除草業務委託	松島町松島・高城・磯崎地内	除草作業 一式	地方自治法施行令第167条の2第1項第3号による契約であり、高齢者等の就労機会確保と社会参加推進を図る目的のため	第1四半期	水道事業所 施設班
14	西の浜貝塚公園施設管理業務委託	松島町磯崎字西ノ浜32 他	草刈作業、公衆トイレ・看板等清掃 ほか	地方自治法施行令第167条の2第1項第3号による契約であり、高齢者等の就労機会確保と社会参加推進を図る目的のため	第1四半期	教育課 生涯学習班
15	松島町文化観光交流館他2件草刈清掃業務委託	交流館、東部・手樽地域交流センター	各施設草刈作業 一式	地方自治法施行令第167条の2第1項第3号による契約であり、高齢者等の就労機会確保と社会参加推進を図る目的のため	第1四半期	教育課 中央公民館
16	学校給食センター施設除草作業	学校給食センター	草刈作業 一式	地方自治法施行令第167条の2第1項第3号による契約であり、高齢者等の就労機会確保と社会参加推進を図る目的のため	第1四半期	給食センター